

11. 自己査定、開示及び償却・引当との関係 【三井住友銀行単体】

<18年9月末現在>					(金額単位 億円)			
自己査定の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率	
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類			
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,360① (18年3月末比 △285)	担保・保証等により回収可能部分 1,242(イ)	全額引当 118	全額償却(注1)	個別貸倒引当金	164 (注2)	100% (注3)	
実質破綻先								
破綻懸念先	危険債権 4,251② (18年3月末比 △483)	担保・保証等により回収可能部分 2,233(ロ)	必要額を引当 2,018		一般貸倒引当金	1,997 (注2)	98.9% (注3)	
要注意先	要管理債権 3,056③ (18年3月末比 △166) (要管理先債権)	要管理債権中の担保・保証等による保全部分 1,028(ハ)						
	正常先	要管理先債権以外の要注意先債権						
正常債権 584,421								
総計 593,088④								
A=①+②+③ 8,667⑤ (18年3月末比 △934) <不良債権比率 (⑤/④)1.5%>		B 担保・保証等により回収可能部分 (イ+ロ+ハ) 4,503	C 左記以外 (A-B) 4,164		D 個別貸倒引当金 + 要管理債権に対する一般貸倒引当金 (注2) 3,080		引当率 (注5) D / C 74.0%	

$$\text{保全率} = (B + D) / A \quad 87.5\%$$

- (注1) 直接減額 5,370億円を含む。
- (注2) 金融再生法開示対象外の資産に対する引当を一部含む(破綻先・実質破綻先 46億円、破綻懸念先 58億円)。
- (注3) 「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要管理先債権」及び「要注意先債権(要管理先債権を含む)」は、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率。
- (注4) 「正常先債権」及び「要管理先債権以外の要注意先債権」は、債権額に対する引当率。但し、「要管理先債権以外の要注意先債権」について、[]内に、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を記載。
- (注5) 担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率。